



第案第二十号

三朝町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

別紙のとおり条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十

七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十三年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾参年参月露式日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第三十八条第四項の規定に基づき、三朝町水道企業職員の給与の額及び基準を定めることを目的とする。

(三朝町水道企業職員)

第二条 この条例で三朝町水道企業職員（以下「職員」という。）とは、三朝町水道課に常時勤務する法第十五条に規定する一般職に属する地方公務員をいう。

(給与の種類)

第三条 職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた金額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤労手当とする。

(支給額等の決定基準)

第四条 職員の給与は、法第三十八条第二項及び第三項の規定により定める。

2 特殊勤務手当、期末手当及び勤労手当については、企業の特異性並びに実態及び

三朗町職員の給与の支給等を考慮して定める。

3 職員の給与の額及び給与の支給に関しては、当分の間三朗町職員の給与に関する

条例（昭和二十八年三朗町条例第二十五号）及び職員の特異勤務手当に関する条例

（昭和二十八年三朗町条例第二十六号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。